

重大な「申請権の侵害」等について申入れ 福祉事務所長が改善を約束

小倉北区の保護課による生活保護申請権侵害がつついています。日本共産党の出口しげのぶ市議員と小倉生健会は、“餓死事件”の教訓を生かし、異常な対応を改善するよう保護課に申し入れました。保護課からは課長と係長が参加しました。

■水際作戦で追い返す

相談者（以後、彼と表現）は、後見人の弁護士が付く母親とは同居していますが家計は別々（世帯分離）です。

彼はコロナで仕事を失い支援金で生活してきましたが、「母親の預貯金が多いので申請できません」と言われ追い返されました。

これは、北九州市が「二度と繰り返しません」としてきた“水際作戦”であり申請権の重大な侵害です。

■住所不定と書け

生健会の支援で申請はできましたが、「住所不定と書きなさい」と指示されました。住所不定者は市民ではないという扱いです。

■3000円で3日間暮らせ

また、彼は手持ち金が3000円だったので「お金を貸して下さい」と言ったら、「1日1000円で生活できるから3日間生活して3日後に交通費だけ残して来なさい」と言われ、小倉生健会（以後、会）にSOSの電話をしました。会が「それはおかしい」と言ったら、「7000円貸します」ことになりました。これも市の「生活援助資金貸付要綱」に反する不当な対応です。

■住所不定を書き換えろ



改善を申し入れた
出口市議と小倉生健会

さらに、後日、ケースワーカーが彼の家を訪問し、「住所不定を本来の住所に書き換えて下さい」と言われました。

15年前に多発した“餓死事件”を教訓に、市は「生活保護相談業務手引書」を作成していますが、今回の保護課の対応は、市自らが決めた「手引書」を大きく逸脱しています。

■福祉事務所長名で文書回答

後日、保護課からは福祉事務所長名で、概ね次のような文書回答をいただきました。

今後は、相談の途中で申請意思が示されれば、その時点で申請書を交付する。また申請権の侵害や疑われるような行為は厳に慎む。相談者の立場に立ったきめ細やかな対応を心掛けることなどを、徹底してまいります。

併せて相談記録票の記載も、漏れなく記載し、相談後に適切な対応であったか確認するなど、相談業務手引書の内容を厳守し、適正な保護行政に努めてまいります。

4月28日に彼の生活保護が決定し、市の対応が間違っていたことが確定しました。

小倉生健会
生活と健康を守る
一人はみんなのために、みんなは一人のために



今月のピエロ
高坂昇さん
画

147枚もの「テレホンカード」に感激！ カードが必要な方は小倉生健会へご連絡を

先月号で、「家で眠っている“テレホンカードを下さい”」と、お願いしたところ、多くの方から147枚ものテレホンカードをいただきました。ありがとうございました。

カードの絵柄には、かわいい子どもや動物や花、結婚記念や退職記念、様々な完成記念、旅行記念、なかには“千と千尋の神隠し”も、所有者にとってはどれも貴重なものだったと思います。

カードを必要な方に渡した時、“磁気”が消滅しているかもしれないと思い、公衆電話で“磁気”を確認しましたが全て使える状態でした。

中には、「JRのオレンジカードと病院のテレビカード」も混じっていました（笑い）。募金も入っていました。ありがとうございます。

最近では、公衆電話が少なくなったイメージがありましたが、ネットで調べると一定数残っていることも分かりました。

今後は、折角いただいたカードを、いかに活用するかが問われています。

電話代に困っている方に、テレホンカードをお届けします。是非小倉生健会に声を掛けてください。

今回、多くの方に小倉生健会の会報を読んでもらっていることと、多くの皆さんに支えられていることを改めて教えていただき感謝しています。

ありがとうございました。これからも小倉生健会をよろしくお願い致します。



“障害者手帳”を取得し活用しよう

障がい者の多くは、様々な困難と一緒に暮らしています。それを少しでも和らげるために、みんなで勝ち取った施策を活用しましょう。

障害者手帳により受けられる主な施策

項目	身体障害	知的障害	精神障害	備考
医療費の助成	○	○	○	障害者医療費助成制度
手当・年金	○	○	○	特別障害者手当など
所得税・県市民税の控除	○	○	○	
自動車税などの減免	○	○	○	
補装用具の支給	○			車いす、補聴器など
日常生活用具の給付	○	○	○	特殊寝台、特殊マットなど
公共交通機関の割引	○	○	△	
有料道路通行料の割引	○	○		
NHK受信料の免除・割引	○	○	○	
携帯電話料金の割引	○	○	○	

※障害の程度、所得、お住まいの市区町村によって、受けられる対象が異なります。△印：市町村独自の制度



えへふん やっぱり

ウクライナからの入国者への 生活支援費 2400円/人・日

ロシアによる侵略戦争で、ウクライナの人々が日本に避難してきています。

そのニュースの中で「日本政府は避難してきたウクライナ人1人当たり、日に2400円的生活費を支給する」と報じました。「たったそれだけ」と思った方も多いのでは。

2400×30日＝72000円。北九州市の単身者の生活保護の扶助費と同じ額です。

日本の最低生活費（生活保護費）の水準の低さが「こんなところにも」と驚きました。

生活保護受給者の皆さまへ

マイナンバーカード交付申請のご案内

指定医療機関の受診がマイナンバーカードでできるようになります

生活保護を受給している方は、原則としてマイナンバーカード（個人番号カード）で、生活保護の指定医療機関を受診することになります。この制度は、令和5年度中から始まる予定です。マイナンバーカードをまだ申請していない方は、申請の手続きをお願いします。

マイナンバー・マイナンバーカードとは

- マイナンバー（個人番号）は、住民票をもつ全ての方に1人1つずつ割り当てられた12桁の番号で、国内のさまざまな行政手続きで個人を識別するため活用されます。
- マイナンバーカードは、マイナンバーや顔写真、氏名、住所、生年月日、性別が記載されたICチップ入りのプラスチックカードで、本人確認書類として利用できます。
- マイナンバーを通知する紙の「通知カード」や「個人番号通知書」が、住民票をもつ全ての方に

マイナンバーカードでできること

健康状態を確認

さまざまな場面に利用できます



- ③ 戸籍の
- ④ 戸籍（全部・個人）

スマホ・パソコンで行政手続き

市町村の窓口に行かなくても、子育てをはじめとする行政手続きがオンラインでできます。



民間のオンラインサービスが使える

インターネットバンキングなど民間企業での利用が広がっています。

